

NPO 法人 スペシャルオリンピックス日本・徳島 慶弔規定

第1条（総則）

特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・徳島（以下「本法人」という）は、本法人会員の慶弔に関し本規定を定める。

第2条（適用範囲）

本規定は、本法人のすべての会員（規定保険加入者のアスリート・ボランティア・ファミリー）で、過去一年以内に公式行事に参加している者に適用する。ただし、会員その他から慶弔の儀に先立っての通知、連絡、提案がなかった場合には適用しない。

第3条（会員への連絡）

当事者・関係者又は弔事情報を入手した本法人会員は、速やかに事務局に連絡を入れる。事務局は、会長に報告の上、緊急度や連絡先を判断し、メーリングリスト等の最善の方法を用いて会員に連絡する。

第4条（結婚祝金）

会員本人が結婚した場合は、祝金として 5,000 円を贈る。

第5条（死亡）

会員本人が死亡したときは、花輪または生花（10,000 円程度）を贈る。

第6条（改廃）

この規定を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

第7条（返礼）

この規則によって慶弔を贈られた者は、これに対し返礼しないものとする。

第8条（施行細則）

この規定の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

第9条（補足）

この規定に定める以外の事項が発生した事項は、会長、事務局長が協議したうえ、施行する。後日、理事会の議を経て、会長が定める。

附則

この規定は、平成 19 年 5 月 2 日から施行する。

NPO 法人スペシャルオリンピックス日本・徳島
〒770-0005 徳島市南矢三町 2 丁目 1-59